

貸 金 庫 規 定

(格納品の範囲)

第1条 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- (1) 公社債券、株式その他の有価証券
- (2) 預金通帳、証書、契約証書、権利証その他の重要書類
- (3) 貴金属、宝石その他の貴重品
- (4) 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

2 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは、格納をおことわりすることがあります。

(契約期間)

第2条 この契約の当初契約期間は、契約日から1年間とし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしない限り、1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

(使用料)

第3条 貸金庫の使用料は、当金庫の「各種取扱手数料徴求要領」に定める手数料を1年分前払いするものとし、毎年当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金通帳、総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。

契約期間中に解約する場合は、未経過期間の使用料は返戻を受けなくても異議ありません。但し、転勤や借主の死亡等の理由で解約する場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

2 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(鍵の保管)

第4条 貸金庫に附属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出印により封印し、当金庫が保管します。

(貸金庫の開閉等)

第5条 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が正鍵・カードを使用しておこなってください。

2 開庫にあたっては、当金庫所定の貸金庫開閉票に届出印により署名押印して提出してください。但し、カード使用により入室できる貸金庫については、貸金庫開閉票の記入は不要です。なお、開閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

3 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。

(届出事項の変更等)

第6条 届出印を紛失したとき、または届出印、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項の変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

正鍵・カードを紛失したとき、もしくは毀損したときも同様とします。

2 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を送付した場合には、延着し、または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(届出印、鍵の紛失時等の取扱い)

第7条 届出印もしくは正鍵・カードを紛失した場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間をおくことがあります。

2 正鍵・カードを紛失した場合または毀損した場合は、錠前等の取替えやカードの再発行に要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(印鑑照合等)

第8条 貸金庫開閉票、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて開庫その他の取扱いをしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵・カードについて当金庫は確認する義務を負いません。

(損害の負担等)

第9条 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このため生じた損害についても当金庫は責任を負いません。

2 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

3 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第10条 この貸金庫は第11条第3項第2号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

(解約等)

第11条 この契約は、借主の申出により、いつでも解約することができます。この場合、正鍵・カードおよび届出印を持参し、当金庫所定の手続をしたうへ貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵または届出印を紛失した場合に解約するときは、この他第7条に準じて取扱います。

- 2 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに、前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- (1) 借主が使用料を支払わないとき
 - (2) 借主について相続の開始があったとき
 - (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由、または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - (4) 店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - (5) 借主または代理人がこの規定に違反したとき
 - (6) 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主または代理人について確認した事項に関し、虚偽であることが判明したとき
 - (7) マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
- 3 前項のほか、次の各号の一にでも該当し借主との取引を継続することが不適切であるときは、この貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに、第1項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明渡してください。
- (1) 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
 - (2) 借主が、次のいずれかに該当したことが判明したとき。
 - イ. 暴力団
 - ロ. 暴力団員
 - ハ. 暴力団準構成員
 - ニ. 暴力団関係企業
 - ホ. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - ヘ. その他前各号に準ずる者
 - (3) 借主が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をしたとき。
 - イ. 暴力的な要求行為
 - ロ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - ホ. その他前各号に準ずる行為
- 4 第1項および第3項の明渡しが遅延したときは、解約日または、契約期間の満了日に属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割り計算により支払うものとします。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落としすることができるものとします。

- 5 第1項から第3項の明渡しが3カ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵・マスターカードを使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。
- 6 使用料、その他借主がすべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

(利用申込人死亡時の対応)

第12条 個人である利用申込者が死亡したときは、相続人は、直ちに当金庫に届出てください。次の各号に定める手続による以外は、貸金庫を開庫することはできません。

(1) 徴求書類

イ. 相続に関する依頼書

相続人全員の連署、押印が必要となります。

ロ. 戸籍謄本および除籍謄本

ハ. 相続人全員の印鑑証明

ニ. 貸金庫借用解約届

相続依頼書に相続代表者を選定して届出ている場合は、代表者の署名押印を徴求します。また相続人全員立会いの場合は全員の連署押印を徴求します。

(2) 前号の関係書類を確認し、第11条に準じて解約手続を行い、収納品は相続人にお引取りいただきます。

(3) 利用申込者が死亡した場合、代理人は貸金庫を開けることはできません。

(貸金庫の修繕、移転等)

第13条 貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(緊急措置)

第14条 法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵・マスターカードを使用して貸金庫を開庫し臨機の処理をすることができるものとします。このため生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(譲渡、転貸等の禁止)

第15条 貸金庫の使用権は譲渡、転貸または貸入れすることはできません。

(規定の変更)

第16条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由が認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。

2 前項の変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上